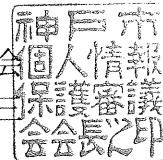




答 申 第 893 号  
令 和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年9月2日付け神福国保第1821号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業を実施するにあたり、申請者の資格要件を確認するため、福祉局国保年金医療課が保有するひとり親家庭等医療費助成の受給者情報を利用することは、迅速な審査及び支給や、手続きの簡素化が図られ、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 893

ひとり親家庭等医療費助成関係情報

【受給者情報】

- ・区
- ・母子世帯番号
- ・親子コード
- ・受給者番号
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住基個人番号
- ・資格取得日
- ・資格喪失予定日
- ・漢字住所



答 申 第 894 号  
令 和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年8月28日付け神福保第1552号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業を実施するにあたり、申請者の資格要件を確認するため、福祉局保護課が保有する生活保護の受給者情報を利用することは、迅速な審査及び支給や、手続きの簡素化が図られ、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 894

生活保護関係情報

【受給者情報】

- ・福祉個人番号
- ・世帯番号
- ・世帯員番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)
- ・保護開始日
- ・保護廃止日

【対象児童情報】

- ・福祉個人番号
- ・世帯番号
- ・世帯員番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)



答 申 第 895 号  
令 和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年8月28日付け神こ家第2949号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業を実施するにあたり、申請者の資格要件を確認するため、こども家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当の受給者情報を利用することは、迅速な審査及び支給や、手続きの簡素化が図られ、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 895

1. 児童扶養手当関係情報

【受給者情報】

- ・福祉個人番号
- ・証書番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)
- ・資格取得年月
- ・認定日
- ・資格喪失日
- ・手当ランク
- ・支給停止理由
- ・決定日(児童扶養手当の認定決裁を行った日)
- ・処理状況
- ・支給差止年開始年月
- ・支給差止事由
- ・口座種別・番号
- ・振込先銀行・支店名
- ・口座名義
- ・支払い実績(最新の支払い年月)

【児童情報】

- ・福祉個人番号
- ・証書番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)



答 申 第 896 号

令 和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 28 日付け神  
こ家第 2949 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま  
す。

記

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業を実施するにあたり、電子申請受  
付システムを構築することは、インターネットによる簡便な申請手続や申請者の迅速  
な資格要件の確認が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥  
当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するこ  
とのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適  
切に行わなければならない。

神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業の実施について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 896

1. システムへの入力(申請者)

- ・申請者ID
- ・申請者パスワード
- ・申請者番号
- ・申請者氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・申請者通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・申請者生年月日
- ・申請者性別
- ・申請者電話番号
- ・申請者メールアドレス
- ・児童氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・児童通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・児童生年月日
- ・児童性別
- ・郵便番号
- ・住所(居所)
- ・方書
- ・通学する学校名
- ・交通区間種別
- ・購入区間
- ・定期券券面期間
- ・補助対象期間
- ・定期券券面金額
- ・申請金額
- ・口座種別・番号
- ・振込先銀行・支店名
- ・口座名義

2. 必要書類

- ・振込口座通帳の写し
- ・定期券等の写し
- ・在学証明書の写し
- ・学校からの通学日数証明書の写し

3. 資格確認情報

【ひとり親家庭等医療費助成関係情報】

- ・区
- ・母子世帯番号
- ・親子コード



- ・受給者番号
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住基個人番号
- ・資格取得日
- ・資格喪失予定日
- ・漢字住所

### 【生活保護関係情報】

#### 〈受給者情報〉

- ・福祉個人番号
- ・世帯番号
- ・世帯員番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)
- ・保護開始日
- ・保護廃止日

#### 〈対象児童情報〉

- ・福祉個人番号
- ・世帯番号
- ・世帯員番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)

### 【児童扶養手当関係情報】

#### 〈受給者情報〉

- ・福祉個人番号
- ・証書番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)

- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)
- ・資格取得年月
- ・認定日
- ・資格喪失日
- ・手当ランク
- ・支給停止理由
- ・決定日(児童扶養手当の認定決裁を行った日)
- ・処理状況
- ・支給差止年開始年月
- ・支給差止事由
- ・口座種別・番号
- ・振込先銀行・支店名
- ・口座名義
- ・支払い実績(最新の支払い年月)

<児童情報>

- ・福祉個人番号
- ・証書番号
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所(居所)

4. 進捗管理情報

- ・進捗管理日付